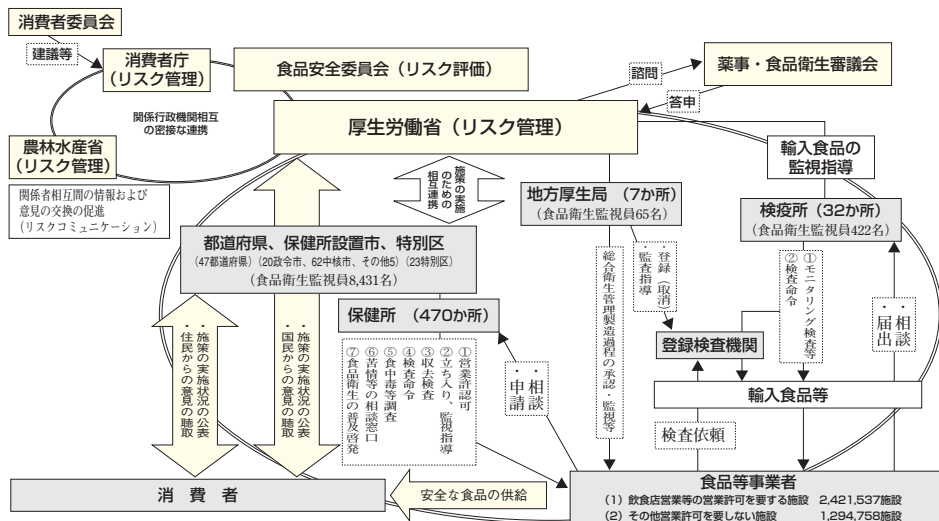


食品安全行政

概 要

食品安全行政の展開



※検疫所（食品衛生監視員含む）の数は令和3年4月1日時点

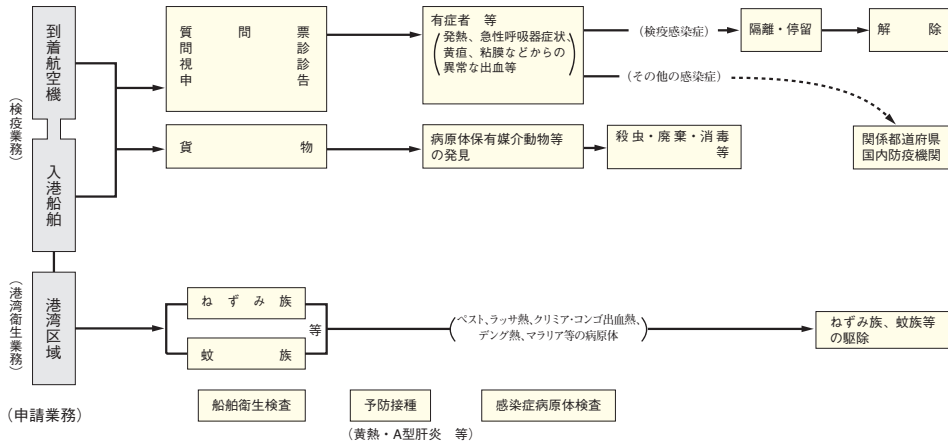
検査所（食品衛生監視員含む）の数は令和3年4月1日時点
 地方厚生局（食品衛生監視員含む）、都道府県、保健所設置市、特別区および保健所の数は令和3年4月1日時点

食品衛生監視員（検疫所および地方厚生局を除く）および食品等事業者の施設数は令和2年3月31日時点

検疫所の業務

概 要

検疫業務の流れ



詳細データ① 検疫所一覧（令和2年4月1日現在）

凡 例		海 港	空 港	計
本所	◎	11	2	13
支所	○	7	7	14
出張所	●	62	21	83
合 計		80	30	110
検疫港数		89	30	119

詳細データ② 検疫実績（令和元年）

検疫船舶数	検疫人員	検疫航空機数	検疫人員
隻	人	機	人
49,434	4,563,283	310,537	55,956,730

詳細データ③ 輸入食品届出・検査実績（令和元年度）

輸入届出件数	検査件数	検査率	違反件数	違反率
件	件	%	件	%
2,544,674	217,216	8.5	763	0.03

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局「輸入食品監視統計」

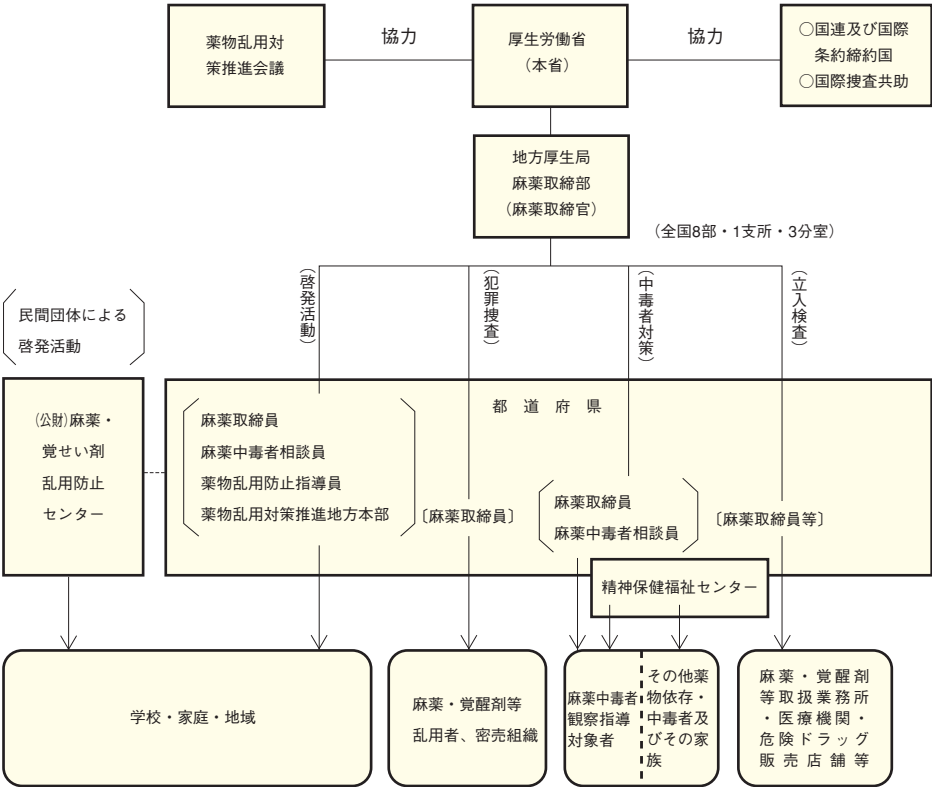
麻薬対策

概要

最近の情勢

- ・我が国では「覚醒剤」「大麻」事犯が薬物事犯の中心（薬物事犯の95%以上）
- ・平成31・令和元年の覚醒剤事犯の検挙者は8,730人
- ・大麻事犯の検挙者は4,570人で、6年連続で増加した。
- ・平成31・令和元年の危険ドラッグに係る検挙人員は200人
- ・平成31・令和元年の覚醒剤押収量は2,649.7kg

薬物乱用防止対策の体系図



がん患者の鎮痛剤などに使用される麻薬や、睡眠薬・抗不安薬などの向精神薬は、医療上重要な役割を持っている一方で、不正に使用された場合、乱用者個人の健康を蝕むのみならず社会全体にまで著しい悪影響を及ぼす。

このため、医療用麻薬の受給の安定を図るとともに、薬物乱用防止対策として、啓発活動の充実、取締りの強化、再乱用防止の推進、国際協力の推進などの各種施策に総合的に取り組んでいる。

詳細データ 薬物事犯の推移

年次	麻薬及び向精神薬取締法		あへん法		大麻取締法		覚醒剤取締法	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
昭和26	1,524	2,208	-	-	18	24	18,711	17,528
27	1,190	1,642	-	-	39	51	21,727	18,521
28	1,030	1,442	-	-	8	9	38,763	38,514
29	1,527	2,092	25	30	16	17	53,221	55,664
30	1,280	1,753	157	181	42	52	30,670	32,140
31	1,060	1,575	128	140	27	33	4,876	5,047
32	1,013	1,365	144	173	25	29	787	781
33	1,616	2,073	63	76	7	13	268	271
34	1,394	1,714	137	147	28	30	332	372
35	1,667	1,987	310	315	9	10	426	476
36	2,023	2,442	190	199	22	24	459	477
37	1,773	2,175	203	208	34	34	530	546
38	2,135	2,571	402	417	144	147	1,061	971
39	707	792	419	425	158	164	973	860
40	1,035	1,090	890	902	255	259	885	735
41	899	974	917	920	157	158	847	694
42	592	658	702	705	301	298	841	675
43	298	361	136	148	392	410	1,091	775
44	210	239	377	377	426	413	915	704
45	212	245	230	230	707	733	2,453	1,682
46	256	269	207	202	831	717	4,431	2,634
47	354	341	253	251	853	726	7,702	4,777
48	455	429	310	287	779	761	14,260	8,510
49	436	393	176	171	781	720	9,771	6,119
50	268	232	158	140	971	909	13,590	8,422
51	195	185	184	189	1,064	960	17,929	10,919
52	201	125	191	191	1,225	1,096	24,022	14,741
53	136	102	140	142	1,711	1,253	30,287	18,027
54	147	103	217	217	1,573	1,314	31,991	18,552
55	241	158	269	264	1,745	1,433	33,808	20,200
56	144	98	261	262	1,696	1,346	36,855	22,331
57	169	100	273	270	1,550	1,244	38,231	23,719
58	129	89	406	408	1,593	1,231	37,562	23,635
59	223	132	201	197	1,715	1,391	37,739	24,372
60	168	137	449	443	1,597	1,273	36,115	23,344
61	166	118	440	397	1,624	1,337	32,664	21,408
62	149	99	388	355	1,732	1,395	31,301	20,966
63	165	126	217	213	2,033	1,570	30,229	20,716
平成元	340	248	186	168	1,815	1,470	24,657	16,866
2	331	240	113	111	2,091	1,620	20,095	15,267
3	413	271	120	126	2,020	1,505	22,047	16,330
4	(50)	(29)						
4	485	331	102	91	2,347	1,639	21,208	15,311
5	(101)	(55)						
5	479	353	163	132	2,871	2,055	21,671	15,495
6	(111)	(84)						
6	551	343	254	222	2,675	2,103	20,056	14,896
7	(130)	(91)						
7	572	334	229	172	2,314	1,555	23,731	17,364
8	(97)	(64)						
8	528	275	190	141	2,098	1,306	26,959	19,666
9	(107)	(78)						
9	451	238	222	161	1,874	1,175	27,152	19,937
10	(80)	(63)						
10	565	280	182	134	2,119	1,316	22,753	17,084
11	(64)	(44)						
11	522	286	168	128	1,764	1,224	24,419	18,491
12	(75)	(57)						
12	498	254	122	67	1,815	1,224	26,227	19,156
13	(67)	(35)						
13	586	271	90	49	2,321	1,525	25,060	18,110
14	(48)	(42)						
14	709	327	93	55	2,677	1,873	23,474	16,964
15	(59)	(37)						
15	1,027	530	89	55	2,925	2,173	20,343	14,797
16	(52)	(26)						
16	1,224	635	91	68	3,125	2,312	17,955	12,397
17	(77)	(52)						
17	1,252	606	33	13	2,951	2,063	20,273	13,549
18	(43)	(35)						
18	1,214	611	50	27	3,369	2,423	17,480	11,821
19	(48)	(45)						
19	1,170	542	63	47	3,338	2,375	17,169	12,211
20	(125)	(39)						
20	1,207	601	26	21	3,927	2,867	16,043	11,231
21	(45)	(46)						
21	844	429	34	28	4,057	3,087	16,468	11,873
22	(37)	(31)						
22	760	375	30	23	3,151	2,367	17,163	12,200
23	(56)	(43)						
23	669	346	16	12	2,402	1,759	17,109	12,083
24	(79)	(63)						
24	599	341	8	6	2,311	1,692	16,689	11,842
25	(77)	(59)						
25	920	540	11	9	2,144	1,616	15,472	11,127
26	(62)	(56)						
26	706	452	24	24	2,416	1,813	15,571	11,148
27	(47)	(49)						
27	813	516	7	4	2,825	2,167	16,168	11,200
28	(69)	(42)						
28	878	505	12	7	3,600	2,722	15,374	10,607
29	(39)	(105)						
29	921	505	12	12	4,192	3,218	14,496	10,284
30	(70)	(75)						
30	974	528	7	2	4,867	3,762	14,289	10,030
令和元	(65)	(67)						
	1,068	658	4	2	5,652	4,570	12,155	8,730
	(109)	(80)						

資料：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料。

(注) () 内は、向精神薬事犯で内数である。

水道行政

概要

水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

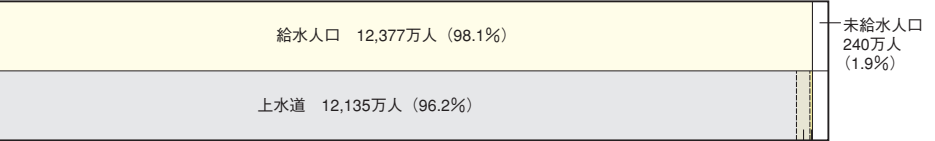
詳細データ① 水道の種類

水道事業	上水道事業 (1,321か所)	・一般の需要に応じて水を供給する事業 ・経営は原則として市町村	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (3,027か所)	・厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要	給水人口101人以上5,000人以下
水道用水供給事業 (91か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要	
専用水道 (8,214か所)		給水人口が101人以上又は1日最大給水量が20m³を超える自家用水道等。設置に当たっては知事による設計の確認が必要（ただし、国の設置する専用水道は、厚生労働大臣へ届け出ること可能。）	
簡易専用水道		ビル、マンション等に設置された受水槽（有効容量10m³超）を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

資料：厚生労働省水道課調べ
(注) か所数は令和元年度末現在。

詳細データ② 給水人口内訳

(令和元年度末現在)



資料：厚生労働省水道課調べ
簡易水道205万人 (1.6%)
専用水道37万人 (0.3%)

詳細データ③ 上水道における給水量の推移

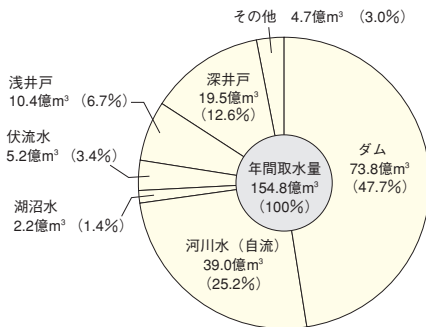
	1975年 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)
総人口 (千人)	112,279	116,860	121,005	123,557	125,424	126,901	127,709	128,000	127,102	126,914	126,721	126,437
給水人口 (千人)	88,065	97,620	104,135	108,885	112,496	115,533	117,788	119,505	119,996	120,230	121,312	121,385
1日平均給水量 (千 m^3)	32,871	35,623	39,498	43,348	44,423	44,350	42,932	41,482	39,739	39,819	40,416	40,288
1人1日平均給水量 (ℓ)	372	361	376	394	391	381	363	346	330	330	332	331
1日最大給水量 (千 m^3)	42,211	45,500	50,193	54,149	54,635	53,103	50,054	48,149	46,432	44,920	46,085	45,719
1人1日最大給水量 (ℓ)	480	461	477	493	482	457	423	401	386	372	379	375

資料：平成30年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ④ 水道水源の種別割合

（上水道事業＋水道用水供給事業の合計）

（平成30年度）



資料：平成30年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑤ 水質基準項目及び基準値

番号	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg／L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg／L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg／L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg／L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg／L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg／L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg／L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg／L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg／L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg／L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg／L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg／L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg／L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg／L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg／L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg／L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg／L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg／L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg／L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg／L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg／L以下であること。
27	総トリハロメタン（クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、ブロモジ クロロメタン及びブロモホルムの それぞれの濃度の総和）	0.1mg／L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg／L以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg／L以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg／L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg／L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg／L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg／L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg／L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg／L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg／L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg／L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg／L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg／L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg／L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg／L以下であること。
42	(4S,4a S,8a R)-オクタヒド ロー-4,8a-ジメチルナフタレン- 4a(2H)-オール（別名ジェオ スミン）	0.00001mg／L以下であること。
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ [2,2,1] ヘプタン-2-オール （別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg／L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg／L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg／L以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg／L以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

（令和2年4月1日から施行）

詳細データ⑥ 浄水処理方法の種別割合（年間浄水量ベース）

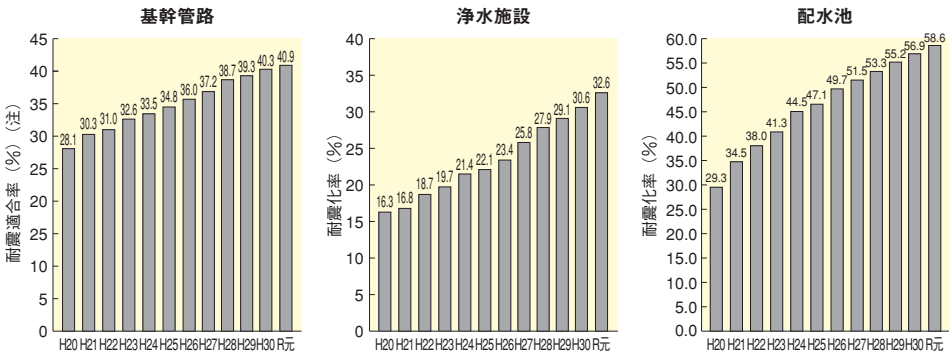
消毒のみ	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	高度浄水処理その他の処理（内数）
17.1%	3.2%	77.2%	2.5%	42.9%

高度浄水処理については、消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過施設に付随する施設であるため内数で表記。「高度浄水処理・その他の処理」とは、オゾン処理、活性炭処理、生物処理、エアレーション等の処理。

（平成30年度末現在）

資料：平成30年度水道統計（日本水道協会）

詳細データ⑦ 水道における耐震化の状況



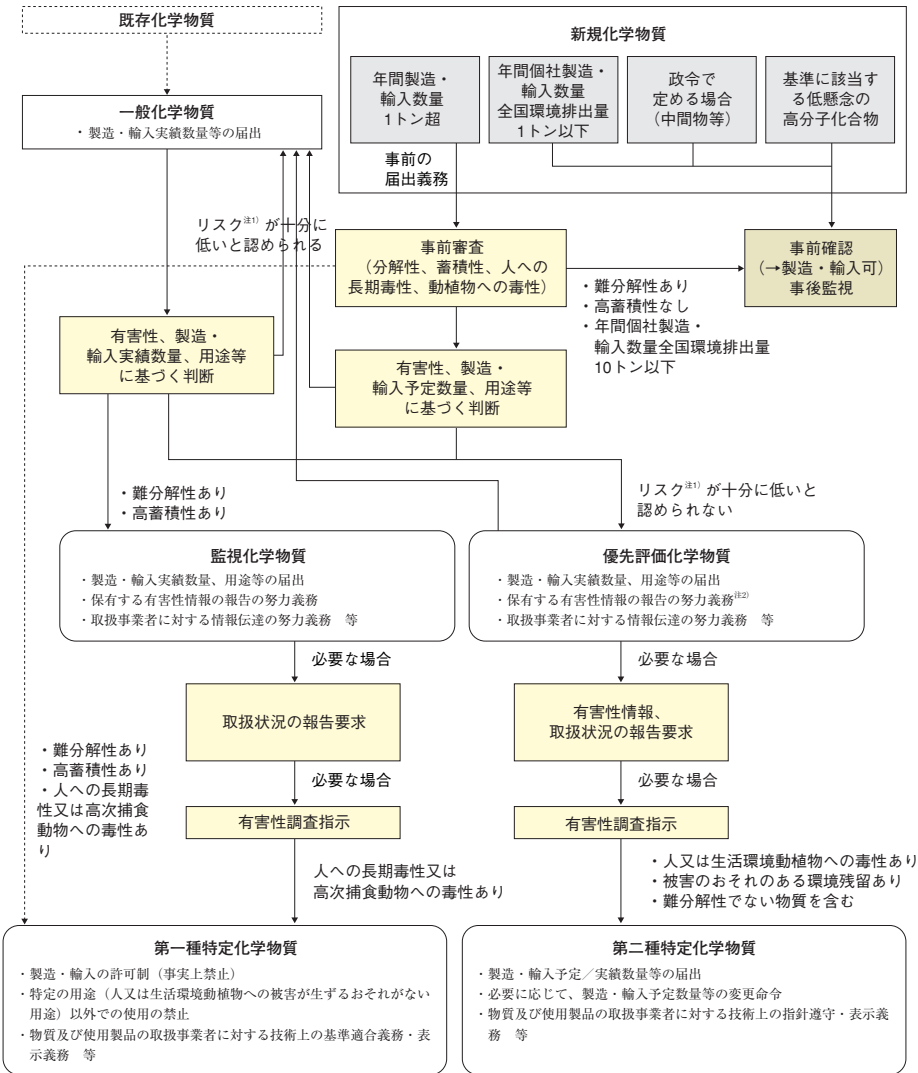
資料：厚生労働省水道課調べ

（注）耐震管＋耐震管以外で地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管の割合

化学物質の安全対策

概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の概要



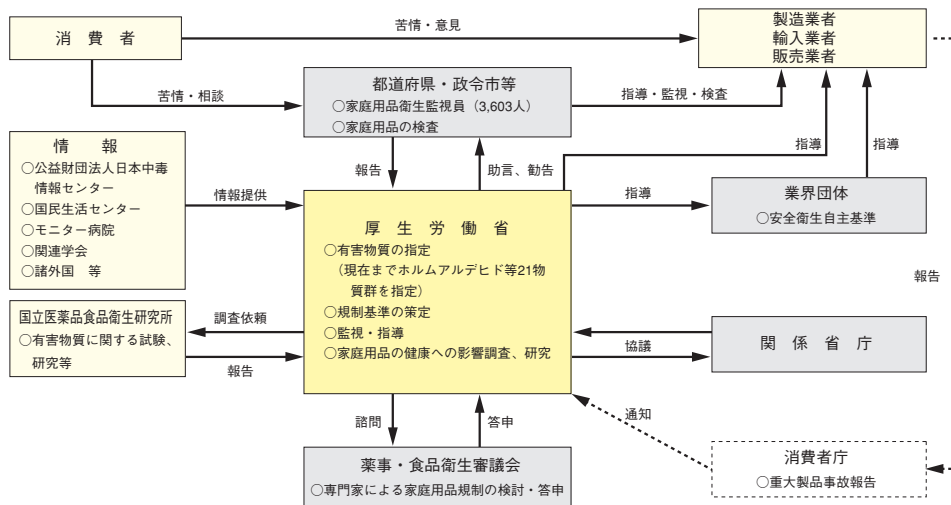
注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。
注2) 第二種特定化学物質にも適用される。
注3) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)
注4) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)

家庭用品の安全対策

概 要

有害物質を含有する家庭用品の規制制度の概要

衣類等の繊維製品、洗剤、エアゾール（内容成分を微粒子にして空气中に噴霧するもの）製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性の確保を図っている。

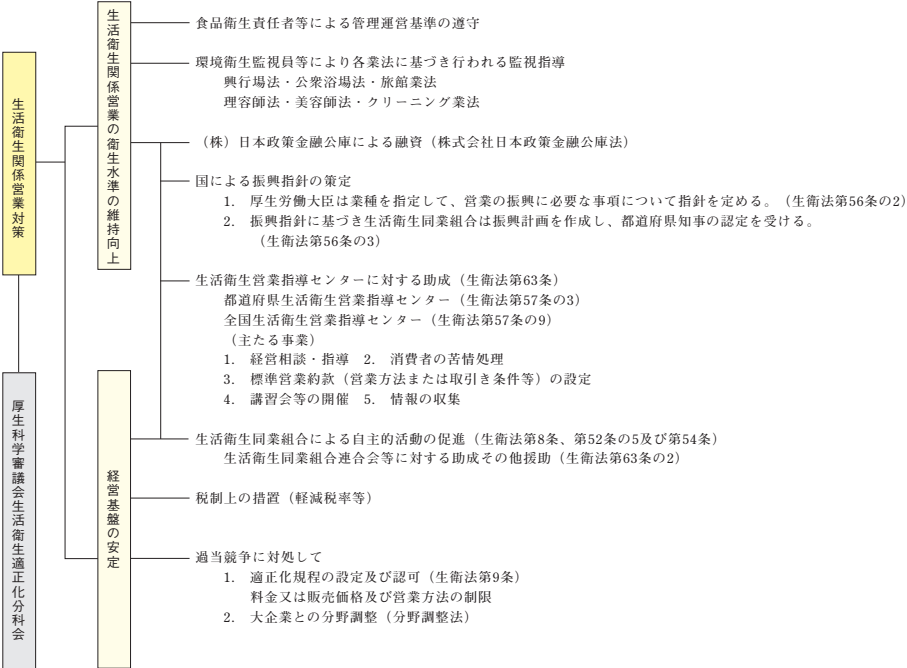


(注) 家庭用品衛生監視員の数は令和元年3月末現在。

※--- 消費者安全法、消費生活用製品安全法に基づく。

概 要

生活衛生関係営業振興策の体系図



詳細データ 生活衛生関係営業施設数の推移（実数）

	2005年 (平成17)	2006年 (平成18)	2007年 (平成19)	2008年 (平成20)	2009年 (平成21)	2010年 ¹⁾ (平成22)	2011年 (平成23)	2012年 (平成24)	2013年 (平成25)	2014年 (平成26)	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)
総数	2,568,310	2,560,450	2,535,169	2,506,214	2,482,593	2,423,076	2,426,109	2,407,526	2,393,457	2,377,658	2,366,846	2,350,594	2,344,247	2,335,781	2,329,864
興行場	5,034	5,001	4,987	4,959	4,921	4,849	4,855	4,806	4,782	4,745	4,785	4,747	4,760	4,776	4,814
再掲 映画館	1,839	1,815	1,761	1,750	1,702	1,654	1,602	1,539	1,524	1,496	1,490	1,448	1,475	1,468	1,451
再掲 スポーツ施設	387	384	392	401	394	373	382	373	364	360	355	356	357	360	373
再掲 その他の興行場	2,808	2,802	2,834	2,808	2,825	2,822	2,871	2,894	2,894	2,889	2,940	2,943	2,928	2,948	2,990
旅館業	87,927	86,818	85,566	84,411	82,952	81,087	81,404	80,412	79,519	78,898	78,519	79,842	82,150	85,617	88,983
再掲 旅館・ホテル営業 ²⁾	64,557	63,287	61,737	60,449	58,654	56,616	56,059	54,540	53,172	51,778	50,628	49,590	49,024	49,502	51,004
再掲 ホテル営業	8,990	9,180	9,442	9,603	9,688	9,710	9,863	9,796	9,809	9,879	9,967	10,101	10,402	-	-
再掲 旅館営業	55,567	54,107	52,295	50,846	48,966	46,906	46,196	44,744	43,363	41,899	40,661	39,489	38,622	-	-
再掲 簡易宿所営業	22,396	22,590	22,900	23,050	23,429	23,719	24,506	25,071	25,560	26,349	27,169	29,559	32,451	35,452	37,308
再掲 下宿営業	974	941	929	912	869	752	839	801	787	771	722	693	675	663	671
公衆浴場	27,674	28,753	28,792	28,523	28,154	27,653	27,557	27,074	26,580	26,221	25,703	25,331	25,121	24,785	24,531
再掲 一般公衆浴場	6,653	6,326	6,009	5,722	5,494	5,449	5,189	4,804	4,542	4,293	4,078	3,900	3,729	3,535	3,398
再掲 個室付浴場	1,364	1,340	1,367	1,406	1,358	1,364	1,394	1,370	1,384	1,382	1,419	1,432	1,447	1,427	1,435
再掲 ヘルスセンター	2,396	2,359	2,331	2,340	2,355	2,346	2,220	2,337	2,113	2,135	2,192	2,006	1,961	1,900	1,873
再掲 サウナ風呂	2,070	2,299	2,334	2,276	2,082	1,975	1,883	1,820	1,686	1,620	1,560	1,482	1,459	1,413	1,407
再掲 スポーツ施設	2,650	2,958	3,090	3,241	3,238	3,251	3,255	3,271	3,337	3,313	3,374	3,417	3,444	3,469	3,499
再掲 その他	12,541	13,471	13,661	13,538	13,627	13,268	13,616	13,472	13,518	13,478	13,080	13,094	13,081	13,041	12,919
理容所	138,855	137,292	136,768	135,615	134,552	130,755	131,687	130,210	128,127	126,546	124,584	122,539	120,965	119,053	117,266
美容所	215,719	217,769	219,573	221,394	223,645	223,277	228,429	231,134	234,089	237,525	240,299	243,360	247,578	251,140	254,422
クリーニング営業	147,395	143,989	141,190	137,097	133,584	126,925	123,845	118,188	113,567	108,513	104,180	99,709	96,041	91,942	88,105
再掲 クリーニング所 (取次所を除く。)	41,998	40,638	39,632	38,165	37,393	35,330	34,767	33,106	32,005	30,371	29,423	27,847	26,992	25,713	24,727
再掲 取次所	105,134	103,061	101,191	98,586	95,805	90,825	87,386	83,274	79,773	76,341	72,888	69,929	67,110	64,266	61,316
再掲 無店舗取次店 ³⁾	263	290	367	346	386	770	1,692	1,808	1,789	1,801	1,869	1,933	1,939	1,963	2,062
飲食店営業	1,503,459	1,496,480	1,479,218	1,457,371	1,446,479	1,419,489	1,424,504	1,424,792	1,425,737	1,422,809	1,424,920	1,420,492	1,420,182	1,417,904	1,418,627
喫茶店営業	289,088	293,402	291,587	292,889	285,967	270,933	263,925	249,670	238,510	228,720	220,138	209,604	201,385	194,085	187,373
食肉販売業	150,397	148,324	144,981	141,571	140,065	135,973	137,814	139,223	140,627	141,871	141,996	143,328	144,484	144,963	144,281
氷雪販売業	2,762	2,622	2,507	2,384	2,274	2,135	2,089	2,017	1,919	1,810	1,722	1,642	1,581	1,516	1,462

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統括室「衛生行政報告例」

(注) 1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

2) 旅館業法の改正（平成30年6月15日施行）により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合し「旅館・ホテル営業」となったため、平成29年度以前の「旅館・ホテル営業」は「ホテル営業」と「旅館営業」を合計した数である。

3) 「無店舗取次店」は営業者数である。